

【重要】事業計画者の皆様へ

狭山市では、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)に基づき、令和7年3月31日に地域計画を策定いたしました。「農業振興地域内農用地区域からの除外申出」または「農地転用許可申請」を行う際の手続きにおいて、「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更申出書」の提出が必要となります。

円滑な手続きのため、以下の内容をご確認ください。

1. なぜ手続きが必要なのか

令和5年4月1日に農業振興地域の整備に関する法律および農地法の改正により、「地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがある」場合は、農振除外や農地転用の要件を満たさないとする取扱いが追加されました。そのため、農振除外申出または農地転用許可申請を行う場合、あわせて地域計画から外す手続きが必須となっています。

2. 手続きの流れ

農振除外または農地転用の申請書類を提出する際、あわせて「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更申出書」を提出してください。

【注意点】

万が一、地域計画を変更した後の農用地のうち、農振除外や転用許可がされなかった場合は、当該申出は無効となり、元の地域計画の内容に戻ります。

3. 申出書作成時の留意事項

- 市街化区域内の農地は地域計画の対象外ですので、申出書の提出は不要です。
- 対象農用地に「農業を担う者」が位置づけられているか、事前に農業振興課までお問い合わせください。
- 分筆済みの農用地の場合は、登記簿謄本の写しを添付してください。
- 農振除外申請時に申出書を提出している場合は、転用申請時の提出は不要です。
- 申出書には以下の通り、関係者の同意(自署または記名押印)が必要です。

【「農業を担う者」が位置づけられている農地】

当該「農業を担う者」および土地所有者双方からの自署または記名押印にて同意が必要です。

【「農業を担う者」が位置づけられていない農地】

土地所有者からの自署または記名押印同意が必要です。

【参考:関連根拠法令】

農 振 除 外:農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第2項第2号

農地転用許可:農地法(昭和27年法律第229号)第4条第6項第5号

農地法施行令(昭和27年政令第445号)第8条の2

農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第47条の3第2号

問い合わせ先 狭山市役所農業振興課 04-2937-7543